

伊勢市行財政改革指針に基づく

取組項目

(平成 26 年度実施結果)

1 経営資源の有効活用をめざして

【歳出削減】

第一次行財政改革及び第二次行財政改革においても、事業費や人件費などの歳出の削減に取り組んできましたが、今後も厳しい社会経済環境が続くことが予測されるため、引き続き取り組みます。

取組項目

- ・後発医薬品の使用促進
- ・コミュニティバス運行事業の見直し
- ・教育用コンピューター整備計画の見直し

【歳入の増】

歳出の削減と合わせて歳入の増に取り組めます。

取組項目

- ・地籍調査システムの活用による地籍図の有償交付
- ・未利用地の有効活用及び処分
- ・雑誌スポンサー制度活用による市立図書館雑誌購入財源の確保

2 事業実施の最適化をめざして

【公共サービスの見直し】

限られた財源の中で効果的な公共サービスを実施することを目指し、適宜、事業の見直しを行い、適正化を図ります。また、視野を広げ全体を俯瞰することで全体最適な事業実施に努めます。

取組項目

- ・施設使用料の見直し
- ・道路占用許可の無い占用物件の占用許可及び撤去
- ・住民情報システムのクラウド導入による管理・運用業務の見直し
- ・利便性の高い上下水道料金システム等の導入
- ・自治会が所有する防犯灯のLED化
- ・地域防災計画の大幅な改訂

【公共サービスの提供体制の見直し】

公共サービスであっても、サービス供給の担い手が公務員である必要のないものについては、アウトソーシングを推進していきます。

取組項目

- ・窓口業務の民間委託の推進
- ・PFI事業導入の検討
- ・土地改良施設維持管理適正化事業のアウトソーシング
- ・公園管理業務の自治会委託

【施設の活用・あり方を見直し】

市はこれまでに多くの公共施設を整備してきましたが、高度経済成長期以降に建てられたそれらの多くが老朽化し、間もなく更新の時期を迎えるため、今後、維持・更新のための費用が大きな財政負担となることが見込まれます。そのため、各施設の利用状況等も踏まえて施設のあり方を見直します。

取組項目

- ・公共施設マネジメント事業の推進
- ・「就学前の子ども教育・保育に関する施設整備計画」の策定及び実施
- ・漁港の機能保全事業の実施
- ・農業水利施設の機能診断に基づく機能保全対策
- ・長寿命化計画に基づく雨水ポンプ場の改築更新

3 成果重視の行政運営をめざして

【サービス・質の向上】

これまでの行財政改革の主要な取り組みであった量的な削減にも限界があることから、今後は厳しい社会経済環境のもと可能な限り市民満足度を高めるため、サービス・質の向上に取り組みます。

取組項目

- ・市民にわかりやすい情報の発信
- ・オープンデータの推進
- ・墓地管理手数料のコンビニ収納システムの導入
- ・道路等占用料のコンビニ収納システムの導入
- ・給水装置工事の品質の向上
- ・市民サービス向上のための窓口業務等の改善

4 活力ある組織風土の構築をめざして

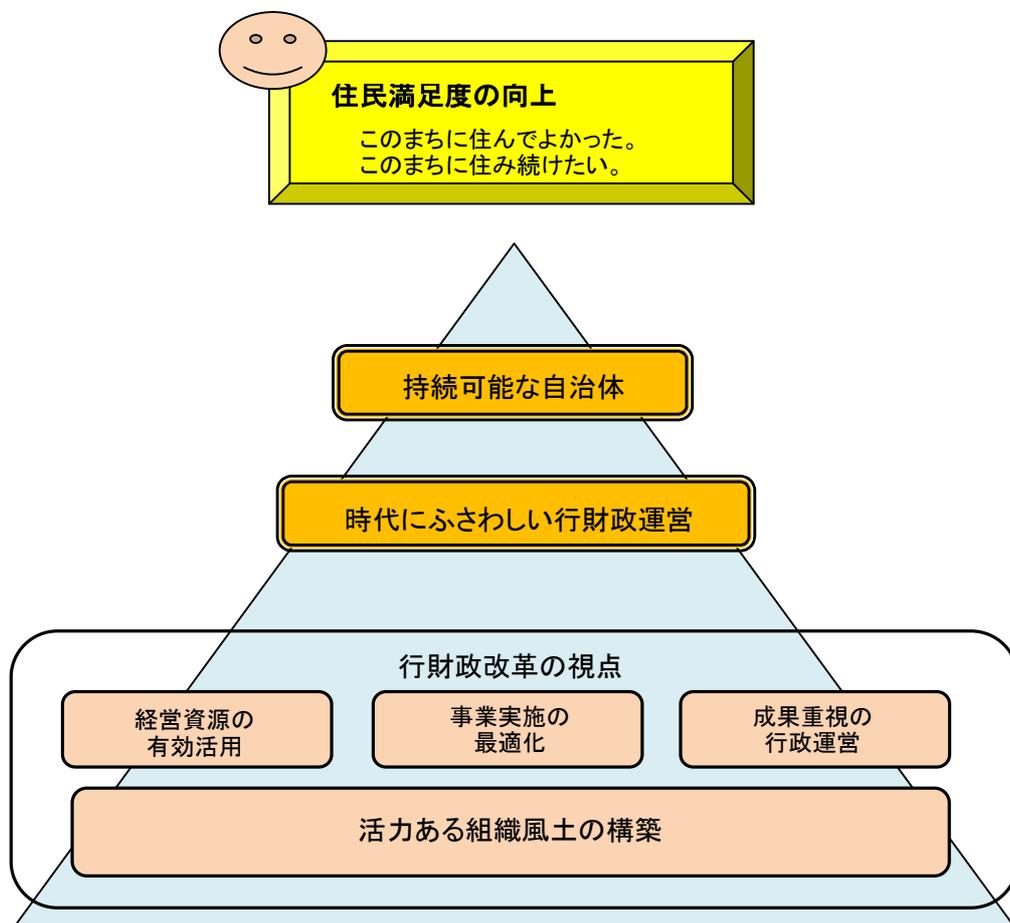
【組織風土の改善】

社会環境の変化に柔軟に対応することができる組織を目指し組織風土の改善に努めます。また、職員のモチベーションを高め、自ら考えて行動できる人材の育成を図ります。

取組項目

- ・人材育成アクションプランの見直し
- ・いきいきと働く組織風土づくりの推進

伊勢市行財政改革指針のイメージ図



目次

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 経営資源の有効活用をめざして | |
| | 【歳出削減】 | |
| | 後発医薬品の使用促進 | 1 |
| | コミュニティバス運行事業の見直し | 2 |
| | 教育用コンピューター整備計画の見直し | 3 |
| | 【歳入の増】 | |
| | 地籍調査システムの活用による地籍図の有償交付 | 4 |
| | 未利用地の有効活用及び処分 | 5 |
| | 雑誌スポンサー制度活用による市立図書館雑誌購入財源の確保 | 6 |
| 2 | 事業実施の最適化をめざして | |
| | 【公共サービスの見直し】 | |
| | 施設使用料の見直し | 7 |
| | 道路占用許可の無い占用物件の占用許可及び撤去 | 8 |
| | 住民情報システムのクラウド導入による管理・運用業務の見直し | 9 |
| | 利便性の高い上下水道料金システム等の導入 | 10 |
| | 自治会が所有する防犯灯のLED化 | 11 |
| | 地域防災計画の大幅な改訂 | 12 |
| | 【公共サービスの提供体制の見直し】 | |
| | 窓口業務の民間委託の推進 | 13 |
| | PFI事業導入の検討 | 14 |
| | 土地改良施設維持管理適正化事業のアウトソーシング | 15 |
| | 公園管理業務の自治会委託 | 16 |
| | 【施設の活用・あり方の見直し】 | |
| | 公共施設マネジメント事業の推進 | 17 |
| | 「就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」の策定及び実施 | 18 |
| | 漁港の機能保全事業の実施 | 19 |
| | 農業水利施設の機能診断に基づく機能保全対策 | 20 |
| | 長寿命化計画に基づく雨水ポンプ場の改築更新 | 21 |
| 3 | 成果重視の行政運営をめざして | |
| | 【サービス・質の向上】 | |
| | 市民にわかりやすい情報の発信 | 22 |
| | オープンデータの推進 | 23 |
| | 墓地管理手数料のコンビニ収納システムの導入 | 24 |
| | 道路等占用料のコンビニ収納システムの導入 | 25 |
| | 給水装置工事の品質の向上 | 26 |
| | 市民サービス向上のための窓口業務等の改善 | 27 |
| 4 | 活力ある組織風土の構築をめざして | |
| | 【組織風土の改善】 | |
| | 人材育成アクションプランの見直し | 28 |
| | いきいきと働く組織風土づくりの推進 | 29 |

1 経営資源の有効活用をめざして

【歳出削減】

No. 1-1-1

| | | | |
|----------------|---|---|--|
| 取組項目 | 後発医薬品の使用促進 | | |
| 所属名 | 医療保険課、生活支援課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 平成25年度の国民健康保険の療養給付費は89億円に上っており、総医療費における薬剤費の占める割合は約17.3%で、年々増加しています。 また、生活保護費は年々増え続け、約22億円になっており、その中で医療扶助費が約55%を占めています。 後発医薬品は、新薬の3～5割程度の価格で提供でき、利用を促進することで医療費の抑制（適正化）や国民健康保険被保険者の負担軽減につながります。 | | |
| 目標 | 後発医薬品の使用促進により、医療費の抑制（適正化）を図り、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の療養給付費の削減及び生活保護費における医療扶助費の抑制を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | 後発医薬品の数量シェア（国民健康保険） | 51.3% | 60% |
| 取組内容 | <p>【医療保険課】 従来から「ジェネリック医薬品希望カード」の配布等による後発医薬品の使用促進に取り組んできましたが、平成26年度からは、新たに一定基準の対象者に「後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知」を発送し、その効果分析や更なる啓発等に取り組めます。</p> <p>【生活支援課】 後発医薬品の使用を促す文書を医師会や薬剤師会等を通じて市内の病院や薬局へ送付し、後発医薬品の積極的な使用を依頼します。</p> | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | <p>【医療保険課】 「ジェネリック医薬品希望カード」の配布及び「後発医薬品利用差額通知」の発送</p> <p>【生活支援課】 後発医薬品の使用促進を医師会や薬剤師会に依頼します。生活保護受給者に対し、後発医薬品の使用促進についてPRします。</p> | <p>【医療保険課】 「ジェネリック医薬品希望カード」を保険証更新時に同封して配布しました。「後発医薬品利用差額通知」は、平成27年2月に1,599件発送しました。</p> <p>【生活支援課】 生活保護受給者には後発医薬品の使用を促すよう医師会及び薬剤師会に依頼しました。また、生活保護受給者への基準改定等一斉通知に使用促進チラシを同封しました。</p> |
| | 27 | <p>【医療保険課】 「ジェネリック医薬品希望カード」の配布及び「後発医薬品利用差額通知」の発送並びに効果分析</p> <p>【生活支援課】 生活保護受給者に対し、後発医薬品の使用促進を依頼・指導します。</p> | |
| | 28 | <p>【医療保険課】 「ジェネリック医薬品希望カード」の配布及び「後発医薬品利用差額通知」の発送並びに効果分析（対策）</p> <p>【生活支援課】 病院や薬局からの後発医薬品使用の実績報告を基に課題等を分析し、更なる使用促進に向け、課題解決に取り組めます。</p> | |
| | 29 | <p>【医療保険課】 「ジェネリック医薬品希望カード」の配布及び「後発医薬品利用差額通知」の発送並びに効果分析（対策）</p> <p>【生活支援課】 使用実績の低い地域を重点的に使用促進を依頼します。</p> | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|-----------------------|---|
| 取組項目 | コミュニティバス運行事業の見直し | | |
| 所属名 | 交通政策課 | | |
| 関係所属 | 高齢・障がい福祉課、教育総務課 | | |
| 現状・課題 (必要性) | 平成19年度から運行を開始したコミュニティバスは、運行ルートやダイヤの改正を行うとともにデマンドシステムを導入して事業の見直しを行ってきました。現在では年間で約7万7千人の利用者がありますが、利用者数の少ないルートもあるのが現状です。年間の運行委託費に約9千万円を費やしていることから、事業の効率化と利用促進が必要です。また、平成26年に地域公共交通活性化再生法が改正され、市が中心となって面的な交通ネットワークを再構築することが求められています。今後は、コミュニティバスのみならず、他の公共交通との連携も視野に入れた事業の見直しが重要です。 | | |
| 目標 | コミュニティバス運行事業を見直して、効率的・経済的で持続可能な交通システムの実現を目指します。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | コミュニティバスの利用者数 | 77,406人 | 85,000人 |
| 取組内容 | 運行状況を検証し、運行ルートやダイヤ等の見直しを行うことにより、利便性の向上を図るとともに、業務委託料の抑制を図るため、コミュニティバスの利用促進等収入確保の取組みを行います。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 運行ルートやダイヤ等の見直しの検討 | 見直しの検討を行い、栗野ルートについては、大きな経費負担を伴わないため運行ルートやダイヤ等を改正しました。全体的な改正は、平成27年度策定予定の地域公共交通網形成計画の中で取り組んでいくこととしました。 |
| | 27 | 運行ルートやダイヤ等改正案の作成 | |
| | 28 | 運行ルートやダイヤ等改正の周知と改正の実施 | |
| | 29 | 改正後の運行ルートやダイヤ等の検証 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|--|--|
| 取組項目 | 教育用コンピューター整備計画の見直し | | |
| 所属名 | 教育研究所 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 教育用コンピューターの整備・更新については、整備計画に基づき行っていますが、小中学校の適正規模化・適正配置に伴う小中学校の統合時期が明確になってきたため、統合を考慮した計画への見直しが必要となっています。 | | |
| 目標 | 機器の使用期間を7年間にすることと、余剰となった機器を他校に再配置することで、経費の削減を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | コンピューター等の再配置台数 | 100台 | 350台 |
| 取組内容 | <p>1. 以前は、使用期間を5年とし教育用コンピューター機器の更新を行っていましたが、平成24年度導入分より使用期間を2年延長して7年としており、今後も7年間の使用を基本に整備します。</p> <p>2. 小中学校の適正規模化・適正配置に伴う小中学校の統合計画にあわせ、教育用コンピューター整備計画の見直しを行い、統合時期に合わせて使用期間を延長したり、統合により余剰となった機器を他校に再配置します。</p> | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 教育用コンピューター整備計画の見直し 7年間の使用を前提とした機器の導入 小中学校の統合計画を考慮した機器の導入 | 平成26年度は、導入から5年以上経過したコンピューターのうち8校のパソコン室配置分について、7年間の使用を前提に買取で機器を更新しました。また、それにより余剰となったコンピューター283台のうちノート型275台については、デジタル教科書用やALT用として再配置を進めています。 (現状値：150台) |
| | 27 | 7年間の使用を前提とした機器の導入 小中学校の統合計画を考慮した機器の導入 | |
| | 28 | 7年間の使用を前提とした機器の導入 小中学校の統合計画を考慮した機器の導入 | |
| | 29 | 統合により余剰となった機器の再配置 7年間の使用を前提とした機器の導入 小中学校の統合計画を考慮した機器の導入 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|--|---|
| 取組項目 | 地籍調査システムの活用による地籍図の有償交付 | | |
| 所属名 | 用地課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | <p>地籍調査事業における調査を全て完了し、県及び国の認証及び承認を取得した後、その成果を法務局に送付すると、法務局はその内容を精査し、登記簿及び公図を送付した成果に置き換えることとなります。当市では、調査が完了した地区のうち、岩淵3丁目と岩淵2丁目を法務局が精査している状況です。</p> <p>しかし、法務局が備える地図には、土地の求積や復元を行うのに必要な座標等の数値情報が含まれておらず、地権者が自身の土地の境界を復元しようとする際には、数値情報を含んだ図面を入手する必要があります。</p> | | |
| 目標 | <p>法務局の登記簿や公図が地籍調査の成果に置き換えられた地域において、その成果である地籍図の交付を行います。</p> <p>また、その際に手数料を徴収することにより、あわせて歳入の確保を目指します。</p> | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | <p>当課の地籍調査システムを活用し、数値情報を含んだ地籍図を交付することにより、市民ニーズに応えます。</p> <p>また、地籍図が市役所にて入手できることを適切に広く告知することにより、利用度の向上に努めます。</p> | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局との協議、調整 ・ 庁内関係課との協議、調整 ・ 周知のための広報活動 | <p>法務局及び庁内関係課との協議、調整を完了しました。</p> <p>有償交付を行うにあたり取扱要領の中で手数料について定め、平成27年4月1日から実施することを広報いせにて周知しました。</p> |
| | 27 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料徴収の実施 ・ 地籍調査成果（本町・一志・宮後1）の法務局送致 ・ 交付対象区域の拡大 | |
| | 28 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料徴収の実施 ・ 地籍調査成果（吹上1・2、東豊浜〔西条〕）の法務局送致 ・ 交付対象区域の拡大 | |
| | 29 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料徴収の実施 ・ 地籍調査成果（八日市場、東豊浜〔土路〕、櫻原）の法務局送致 ・ 交付対象区域の拡大 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|--|---|
| 取組項目 | 未利用地の有効活用及び処分 | | |
| 所属名 | 用地課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 伊勢市にとって不要な未利用地（普通財産のみ処分が可能）を売却することで、維持管理経費の削減と税外収入の獲得を図り、財政の健全化に資する必要がありますが、売却困難な未利用地、今後生じる未利用施設の処分方法等が大きな課題となります。 | | |
| 目標 | 未利用地を売却することで、その管理経費を削減し、売却収入を確保します。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | 入札実施回数 | 年3回 | 年3回以上 |
| 取組内容 | <p>未利用地の中でも有効活用度の高い物件は、事前に行政財産としての有効活用方法がないか各課に照会した上で、計画的に公有財産検討委員会で有効活用及び処分について審議します。</p> <p>一般競争入札による処分が決定した物件については、広報いせや市ホームページ等で売却に関する周知を図ります。なお、数度にわたり入札不調となった物件については、インターネットオークションによる売却を進めます。</p> <p>また、小規模な行政財産のうち、未利用地として処分が可能と判断できるものについては、所管課と協議の上、普通財産として売却を進めます。</p> | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 未利用地の売却（一般競争入札の実施、随意契約による払下げ、法定外公共物の払下げ） | <ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札の実施 4回 （うち2回はインターネットオークション） 2件 2筆 15,281,000円 ●随意契約による払下げ 4件 4筆 4,141,371円 ●法定外公共物の払下げ 21件 25筆 8,569,521円 計 27件 31筆 27,991,892円 |
| | 27 | 未利用地の売却（一般競争入札の実施、随意契約による払下げ、法定外公共物の払下げ） | |
| | 28 | 未利用地の売却（一般競争入札の実施、随意契約による払下げ、法定外公共物の払下げ） | |
| | 29 | 未利用地の売却（一般競争入札の実施、随意契約による払下げ、法定外公共物の払下げ） | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|---|--|
| 取組項目 | 雑誌スポンサー制度活用による市立図書館雑誌購入財源の確保 | | |
| 所属名 | 社会教育課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 伊勢市立図書館（伊勢図書館、小俣図書館）では、それぞれ約150タイトル、約4,100冊の雑誌を購入しており、年間雑誌購入費用は約260万円となっています。 現在の蔵書数を確保しながら財政負担の軽減を図るためには、新たな財源を確保する必要があります。 | | |
| 目標 | 雑誌スポンサー制度を活用することで、新たな財源確保を目指します。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | 年間雑誌購入費用における雑誌スポンサー出資額の割合 | 2.0% | 10.0% |
| 取組内容 | 広報・市HP・チラシ配布等による制度周知や地元企業等へのアプローチを行い、雑誌スポンサー獲得に努めます。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 広報・市HP・チラシ配布等により制度周知を行い、新たなスポンサーの獲得に努めるとともに、現在のスポンサーに対しては、継続してスポンサーとなっただくよう依頼し、雑誌購入費の1割相当分の財源確保に努めます。 | 平成26年度には、広報いせ、市HPに加え、医師会・歯科医師会・薬剤師会や商工会議所に会員へのチラシ配布を依頼し、制度周知に努めました。 平成27年3月末現在、10社15タイトルの提供を受けており、年間約9万5千円（現状値3.5%）の負担軽減が図られました。 引き続き周知を行い協力を求めています。 |
| | 27 | 広報・市HP・チラシ配布等により制度周知を行い、新たなスポンサーの獲得に努めるとともに、現在のスポンサーに対しては、継続してスポンサーとなっただくよう依頼し、雑誌購入費の1割相当分の財源確保に努めます。 | |
| | 28 | 広報・市HP・チラシ配布等により制度周知を行い、新たなスポンサーの獲得に努めるとともに、現在のスポンサーに対しては、継続してスポンサーとなっただくよう依頼し、雑誌購入費の1割相当分の財源確保に努めます。 | |
| | 29 | 広報・市HP・チラシ配布等により制度周知を行い、新たなスポンサーの獲得に努めるとともに、現在のスポンサーに対しては、継続してスポンサーとなっただくよう依頼し、雑誌購入費の1割相当分の財源確保に努めます。 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | 雑誌スポンサー制度とは、図書館に雑誌を1年間提供していただき、その間、雑誌棚と最新号カバー表紙等にスポンサー広告を掲載できる制度です。 | | |

| | | | |
|----------------|--|-------------------------------|---|
| 取組項目 | 施設使用料の見直し | | |
| 所属名 | 企画調整課 | | |
| 関係所属 | 情報調査室・関係各課 | | |
| 現状・課題 (必要性) | 施設使用料について、その多くが合併前の旧市町村のそれぞれの施設において個別に設定された料金や減額・免除規定を適用しています。使用料を算定した時期等により、類似する施設間で使用料に統一性がなく、減額・免除規定についても施設ごとの運用で違いがあることから、同一の算定基準による施設使用料の見直しが必要となっています。 | | |
| 目標 | 施設使用料の見直しを行い、受益者負担の公平性及び公正性を確保します。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | 「施設使用料に関する見直し指針（仮称）」を策定し、それに基づき、各施設の使用料の見直しに取り組みます。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 施設使用料の見直し指針を作成します。 | 指針の基本的考え方について、総務政策委員協議会へ報告済みです。詳細内容について調整中です。 |
| | 27 | 各施設の使用料に係る条例の改正手続及び市民周知を行います。 | |
| | 28 | 各施設の使用料に係る条例を施行します。 | |
| 29 | | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | 使用料の改定時期については、消費税率の変更時期を考慮し検討することとします。 | | |

| | | | |
|----------------|--|---|---|
| 取組項目 | 道路占用許可の無い占用物件の占用許可及び撤去 | | |
| 所属名 | 維持課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 市の管理する道路上へ無許可で占用している物件が見受けられます。 これまで無届調査、申請指導、撤去指導を行っていなかったため、申請許可が必要であることを認識している占有者が少ないのが現状です。 | | |
| 目標 | 市の管理する道路上へ無許可で占用している物件について、占用許可及び撤去指導を行うことで、適正な道路管理の推進を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値 (当初) | 目標値 |
| | 総無届物件数に占める是正件数 (占用申請及び撤去件数) | 39% | 100% |
| 取組内容 | 無届占有者に対し、申請書類郵送・個別訪問等で占用申請もしくは占用物撤去が必要であることを認識してもらい、申請届けの提出や、占用物撤去等の対応を促します。 (平成24~25年度に調査実施済み。総無届物件数：666件 全件申請書類郵送済) | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 無届占有者に対し、再度申請書類郵送・個別訪問等で占用申請もしくは占用物撤去等の対応を促します。 | 無届占有者に対し、再度申請書類郵送・個別訪問等で占用申請もしくは占用物撤去等の対応を促しました。(現状値：40%) |
| | 27 | 無届占有者に対し、再度申請書類郵送・個別訪問等で占用申請もしくは占用物撤去等の対応を促します。 | |
| | 28 | 無届占有者に対し、再度申請書類郵送・個別訪問等で占用申請もしくは占用物撤去等の対応を促します。 | |
| | 29 | 無届占有者に対し、再度申請書類郵送・個別訪問等で占用申請もしくは占用物撤去等の対応を促します。 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|---|---|
| 取組項目 | 住民情報システムのクラウド導入による管理・運用業務の見直し | | |
| 所属名 | 総務課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | <p>クラウドは、大規模な災害、事故、事件等を想定し、業務継続を視野に入れると有効な方式であるとともに、システム管理・運用に必要な人員や業務の負担軽減や、高セキュリティ・高信頼なデータセンターを利用することによるセキュリティ向上も確保できるとされています。</p> <p>現行システムの使用契約期限が平成29年1月31日である一方、マイナンバー制度の導入スケジュールが、平成28年1月個人番号利用開始、平成29年1月情報連携開始となっています。マイナンバー制度導入には現行システムで対応することになるので、現行利用契約を延長しながら次期システム導入作業を進めなければなりません。</p> | | |
| 目標 | 住民情報システムの次期システムへの更新において、クラウドサービスを利用し、システム管理・運用業務の簡素化、適正化等を図る。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | 次期システム導入に必要となる作業期間などを把握し、競争性が確保される調達仕様書を作成します。プロポーザルにより次期システム導入事業者を決定し、導入作業を進め、クラウド方式による新システムを稼働させます。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 次期システム導入に係る全体スケジュールを作成します。 庁内に専門部会を設置し、仕様書作成を進めます。 | 次期システム導入に係る、全体スケジュールを作成するとともに、各種業務システム担当課職員による検討ワーキングを立ち上げ、仕様等の検討を開始しました。 |
| | 27 | 仕様書を作成し、プロポーザルにより次期システム導入事業者を決定します。 | |
| | 28 | 次期システム導入作業を進めます。 | |
| | 29 | 平成30年1月、クラウド方式による次期システムを稼働させます。 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|-----------|--|
| 取組項目 | 利便性の高い上下水道料金システム等の導入 | | |
| 所属名 | 料金課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 上下水道料金システム及び下水道事業受益者負担金システムについては、平成17年に導入を行い約10年が経過しています。これまで操作性や利便性を向上するために、システムのカスタマイズを行いコストがかかっています。 | | |
| 目標 | 操作性や利便性に優れ、制度改正等の対応にカスタマイズを行わず対応のできるシステムを導入し、業務の効率化を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | 操作性や利便性を重視したシステムを選定し、運用のしやすいシステムを導入します。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 導入システムの選定 | 上下水道料金システムについては、導入するシステムが決定しました。下水道事業受益者負担金システムについては、選定方法を調整中です。 |
| | 27 | システム仮稼動 | |
| | 28 | システム本稼動 | |
| 29 | | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|----------------------|---------------------------|
| 取組項目 | 自治会が所有する防犯灯のLED化 | | |
| 所属名 | 危機管理課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 自治会（区）で維持管理している既存の防犯灯を、LED防犯灯への交換に当たり助成金を交付しています。 しかし、助成金には取替灯数に限りがある上、事業主体の自治会（区）の財政的な問題とLED化への理解を得る必要があります。 | | |
| 目標 | 平成24年度から平成33年度までの概ね10年間で、自治会（区）で維持管理している既存の全ての防犯灯をLED防犯灯に交換することで、約12,500灯の電気料金を約30～50%を削減し、CO2の排出量を約50%削減を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | LED防犯灯への交換数 | 1,735灯 | 6,905灯 |
| 取組内容 | 平成24年度からのLED化を引き続き進めて行きます。 約10,700灯分※の自治会（区）の取替にかかる経費の一部を助成します。 ※平成26年度から平成33年度交換目標 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 1,090灯の防犯灯をLED防犯灯に交換 | 1,240灯の防犯灯をLED防犯灯に交換しました。 |
| | 27 | 1,360灯の防犯灯をLED防犯灯に交換 | |
| | 28 | 1,360灯の防犯灯をLED防犯灯に交換 | |
| | 29 | 1,360灯の防犯灯をLED防犯灯に交換 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|--|--|
| 取組項目 | 地域防災計画の大幅な改訂 | | |
| 所属名 | 危機管理課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 現在の伊勢市地域防災計画は平成17年の合併以降、時点修正で現状に即した計画としてきましたが、それによってさまざまな計画が入り混じり複雑になっているため、内容を充分把握・理解している職員が少ないのが現状です。また、災害対応についても時間経過ごとの対策が示されていないため、各所属の役割や業務内容・手順などがわかりにくく、計画の実効性においても問題点があります。 | | |
| 目標 | 既存の地域防災計画を見やすくスリム化する「整理」と地域防災計画及びマニュアルを実効性のあるものにする「改訂」を行います。 | | |
| | 指標 | 現状値 (当初) | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の改訂 東日本大震災によって得られた経験や三重県が平成26年3月に発表した南海トラフ地震等の被害想定を盛り込むことによって最新の知見に対応し、自助・共助の項目を設けることで各行動主体を明確にすることにより、実効性の高い計画を作成します。 ・ 災害発生時の業務継続計画 (BCP) の作成 災害発生時、各所属が普段行っている業務のすべてを実施することは困難です。その際に業務再開の優先順位やそのために必要な人的・物的資源の検討を行い業務継続計画として策定することで、災害発生時においても必要な行政サービス機能の維持に努めます。 ・ 災害対応フローチャートの作成 災害発生後において、各部署の職員がどのような手順で行動をすべきかについて、時間経過ごとにフローチャート形式でわかりやすく示すことで地域防災計画の災害応急対策計画を補完します。 ・ 災害対策本部の組織変更の検討 現状の伊勢市災害対策本部では、縦割り体制により横断的な業務への迅速な対応が困難であり、職員が減少している状況から災害対応に遅れが生じる可能性があります。災害対応の効率化を図り、それらの問題の発生を抑えるため、横断的な業務別に組織を編成し、災害対応を効率よく実施できる体制の検討を行います。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 地域防災計画改訂の完了 | 平成26年3月に三重県が公表した被害想定に伴う対策の検討、及び、平成26年10月10日に実施した災害対策本部の新体制見直しに係る図上訓練での課題に対し、検証等に時間を要することから、平成27年度まで延長する。 |
| | 27 | <u>県の被害想定に伴う対策の検討及び図上訓練の課題を検証し、地域防災計画改訂に反映して完成させる。</u> | |
| | 28 | | |
| | 29 | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|------------------------------|---------------------------------|
| 取組項目 | 窓口業務の民間委託の推進 | | |
| 所属名 | 情報調査室 | | |
| 関係所属 | 戸籍住民課、関係各課 | | |
| 現状・課題 (必要性) | 本市では、民間でできるものは民間に任せるとの考え方から民間委託を推進しています。 また、全庁的な職員数の削減等に対応しつつ、マンパワーによるところが大きい窓口業務においても、市民サービスを安定して提供し続ける必要があります。 | | |
| 目標 | 窓口業務の民間委託を推進し、適切なサービス提供の継続を目指します。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | 民間委託に向けての環境整備が整ったものから順次実施します。また、その効果を検証し、適切な窓口業務の実施につなげます。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 戸籍住民課窓口業務の民間委託の実施 | 平成27年1月より戸籍住民課窓口業務の民間委託を実施しました。 |
| | 27 | 戸籍住民課窓口業務の民間委託の検証 順次委託を検討 | |
| | 28 | 順次委託を検討 | |
| | 29 | 順次委託を検討 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|---|---|
| 取組項目 | P F I 事業導入の検討 | | |
| 所属名 | 企画調整課 | | |
| 関係所属 | 情報調査室、関係各課 | | |
| 現状・課題 (必要性) | 公共サービスを持続可能なものとしていくため、公共施設の維持更新については、最適なマネジメントを進めるとともに、整備及び管理に係る方法についても検討する必要があります。内閣府においても、民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かす方法として、P F I 事業の導入を推進しています。 | | |
| 目標 | 公共施設の整備及び管理において、従来手法に限定することなく、P F I 事業の導入を視野に入れ、より質の高い行政サービスを提供することを目指します。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | 伊勢市におけるP F I 事業の導入に関する状況及び可能性等を調査します。 P F I 事業の導入についての基本的な考え方を整理するため、導入に関する基本指針を策定し、具体的な対象案件を検討します。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | PFI事業導入についての基本指針を作成します。 | 他市町の状況等について調査検討を行ったものの、基本指針の作成に至っていません。 |
| | 27 | <u>該当案件について、PFI手法の導入について検討します。</u> PFI事業導入についての基本指針を作成します。 | |
| | 28 | <u>該当案件について、PFI手法の導入について検討します。</u> | |
| | 29 | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|-------------------|---|
| 取組項目 | 土地改良施設維持管理適正化事業のアウトソーシング | | |
| 所属名 | 維持課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 農業施設の排水機場などの老朽化に伴い、更新や分解などの高額な整備、補修を実施する必要がある施設数が増加しており業務を圧迫しています。整備や補修には高い専門性が必要ですが、履行に必要な知識と経験を有する職員を確保することは難しくなってきました。このことから、アウトソーシングすることにより効率的かつ円滑な執行が可能になります。 | | |
| 目標 | 土地改良施設維持管理適正化事業の工事設計発注、施工管理を一括してアウトソーシングし、業務の簡素化を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | 他市町の現状確認を行い、関係機関と調整を行います。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 関係機関との調整及び実施施設の検討 | 関係機関に当市の現状を説明し、工事設計発注及び施工管理について検討協議をしました。 |
| | 27 | 実施施設の検討 | |
| | 28 | アウトソーシングの実施 | |
| | 29 | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|-------------------------|-------------------------------------|
| 取組項目 | 公園管理業務の自治会委託 | | |
| 所属名 | 維持課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 平成23年度から公園管理の地元自治会への委託を進めています。 平成25年度は、209公園のうち192公園の管理を地元自治会に委託しました。 | | |
| 目標 | 公園の草刈り、ごみ清掃、低木剪定、トイレ清掃等の日常管理を地元自治会に管理委託を推進することで、地域に密着したきめ細かい管理を目指します。 | | |
| | 指標 | 現状値 (当初) | 目標値 |
| | 委託済み公園の割合 | 91.9% | 100% |
| 取組内容 | 未委託自治会へ委託の働きかけを行います。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 地元自治会に公園管理委託の働きかけを行います。 | 地元自治会に公園管理委託の働きかけを行いました。(現状値：92.9%) |
| | 27 | 地元自治会に公園管理委託の働きかけを行います。 | |
| | 28 | 地元自治会に公園管理委託の働きかけを行います。 | |
| 29 | 地元自治会に公園管理委託の働きかけを行います。 | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|--|--|
| 取組項目 | 公共施設マネジメント事業の推進 | | |
| 所属名 | 情報調査室 | | |
| 関係所属 | 財政課等 | | |
| 現状・課題 (必要性) | 公共施設マネジメント白書によって、公共施設の維持更新にかかる現状と課題が明らかとなりました。また、総務省から公共施設等総合管理計画策定要請が発出されました。限られた費用で公共サービスを持続可能なものとしていくため、全体最適の観点から、公共施設だけでなく、インフラを含めたマネジメントを推進する必要があります。 | | |
| 目標 | ↓ | | |
| | 長期的な視点にたち、目標値及び原則を掲げ、基本方針、基本計画、実施計画と段階的に計画を策定し、公共施設等に係る財政負担の軽減・平準化に寄与することを目指します。 | | |
| | 指標 | 現状値 (当初) | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | ↑ | | |
| | 目標値及び原則を掲げ、基本方針、基本計画、実施計画と段階的に計画を策定します。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 公共施設等マネジメント基本方針を策定し、課題解決への方向性を示します。 | 外部委員による検討委員会を設置し、市で作成した基本方針の素案に対し意見をいただきながら策定を進めました。 |
| | 27 | 公共施設等マネジメント基本計画を策定し、課題解決への流れを示します。 <u>公共施設等総合管理計画を策定します。</u> | |
| | 28 | 公共施設等マネジメント実施計画として、個別施設に関する維持管理等の計画を順次策定します。 <u>公共施設等総合管理計画の下位計画として、個別施設（用途別）計画の策定を進めます。</u> | |
| | 29 | 公共施設等マネジメント実施計画として、個別施設に関する維持管理等の計画を順次策定します。また、順次具体的な行動に移ります。 <u>公共施設等総合管理計画の下位計画として、個別施設（用途別）計画の策定を進めます。</u> | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | 目標及び取組内容欄に記載の基本方針、基本計画、実施計画とは、基本方針と基本計画を併せたものが公共施設等総合管理計画を指し、実施計画とは、公共施設等総合管理計画の下位計画としての個別施設（用途別）計画を指します。 | | |

| | | | |
|----------------|--|------------------------------|---|
| 取組項目 | 「就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」の策定及び実施 | | |
| 所属名 | こども課 | | |
| 関係所属 | 学校教育課、教育総務課 | | |
| 現状・課題 (必要性) | 老朽化が進んでいる公立施設があり、大規模修繕や改築等が必要となっています。また、今後一層進むであろう少子化による園児数の減少を見込んだ上で、公立施設の適正配置を考えていくことが必要となっています。 | | |
| 目標 | 「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」に沿った施設整備計画を策定し、施設の整備・統合等を進めることで、教育・保育ニーズに即した公共施設の適正配置を進めます。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | 平成26年2月に策定した「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」に沿った施設整備計画を策定します。また、策定した整備計画に沿って、施設の整備・統合等を進めます。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 「就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」の策定 | 平成26年12月に公立の幼稚園及び保育所等の施設整備に関する将来構想を示した「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」を策定しました。 |
| | 27 | 計画の実施 | |
| | 28 | 計画の実施 | |
| | 29 | 計画の実施 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

2 事業実施の最適化をめざして

【施設の活用・あり方の見直し】

No. 2-3-3

| | | | |
|----------------|--|------------------------------|-----------------------------------|
| 取組項目 | 漁港の機能保全事業の実施 | | |
| 所属名 | 農林水産課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、漁港施設を整備してきましたが、近年、施設の老朽化とともに、改良が必要な施設が増加してきました。 | | |
| 目標 | 漁港の機能保全計画を策定し、適切な時期に保全工事を行い、施設の長寿命化を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | 伊勢市の所管する漁港数（全4漁港） | 2漁港 （計画策定済） | 4漁港 |
| 取組内容 | 施設の老朽化を判断する機能診断に基づいて、漁港の機能保全計画を策定し、計画に即した保全工事を実施します。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 豊北漁港、村松漁港の機能保全計画に基づき、保全工事を実施 | 豊北漁港、村松漁港の機能保全計画に基づき、保全工事を実施しました。 |
| | 27 | 松下漁港の機能保全計画の策定 | |
| | 28 | 江漁港の機能保全計画の策定 | |
| 29 | 各漁港の機能保全計画に基づき、保全工事を順次実施 | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|--------------------|--------------------------|
| 取組項目 | 農業水利施設の機能診断に基づく機能保全対策 | | |
| 所属名 | 農林水産課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | <p>農業水利施設は、これまで比較的小規模な不具合に関し、随時の維持修繕で対応してきましたが、標準耐用年数を超え施設の老朽化に伴い、今後、重大な故障が発生し機能不全となるリスクがあります。</p> <p>施設の適正な維持管理のため、対象施設の機能診断を行い、長寿命化対策を年次的に計画し、機能保全事業を実施する必要があります。</p> | | |
| 目標 | <p>施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策を実施し、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減を図ります。</p> | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | <p>県により実施された施設（農業用排水機場）の機能診断結果に基づき、長寿命化対策の年次的な計画を策定し、施設の更新事業を実施します。</p> | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 機能診断結果（一部分）の検証作業 | 機能診断結果（一部分）の検証作業を実施しました。 |
| | 27 | 未実施分施設の機能診断実施（県予算） | |
| | 28 | 長寿命化（機能保全）事業計画の策定 | |
| | 29 | 事業実施に向け関係機関との調整協議 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|---|---|
| 取組項目 | 長寿命化計画に基づく雨水ポンプ場の改築更新 | | |
| 所属名 | 下水道建設課 | | |
| 関係所属 | 下水道施設管理課 | | |
| 現状・課題 (必要性) | 昭和58年供用の吹上ポンプ場をはじめとして、10箇所の雨水ポンプ場が供用されています。これまで比較的小規模な不具合は維持修繕で対応してきましたが、主たる機器類が標準耐用年数を超えてきており、今後、維持修繕では対応できない重大な故障が発生するリスクがあります。そのため、現在の機器類の健全度判定により策定した長寿命化計画に基づいた改築・更新事業を実施する必要があります。 | | |
| 目標 | 長寿命化計画に基づく改築・更新事業を実施することで、対象施設のLCC（ライフサイクルコスト）を縮減します。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | 計画対象施設の年平均費用の縮減額 | 31,410千円 | 27,950千円 |
| 取組内容 | 平成24～28年度の5箇年で吹上ポンプ場、桜橋第1ポンプ場及び明神ポンプ場の機械電気設備について、計画的な改築・更新事業を実施します。 (平成25年度～吹上ポンプ場 No.1雨水ポンプ、ディーゼル機関等事業実施中) | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 吹上ポンプ場 No.2雨水ポンプ、ディーゼル機関等改築・更新 | 吹上ポンプ場 No.1雨水ポンプ、ディーゼル機関等改築・更新完了しました。 No.2雨水ポンプ、ディーゼル機関等改築・更新発注済みです。(H26年度機器製作、H27年度機器据付) |
| | 27 | 吹上ポンプ場 No.3雨水ポンプ、ディーゼル機関等改築・更新 次期計画策定のための詳細調査 | |
| | 28 | 桜橋第1ポンプ場 遠方監視制御盤等 明神ポンプ場 No.1雨水ポンプ、ディーゼル機関等 改築・更新 次期長寿命化計画策定 | |
| | 29 | 次期長寿命化計画に基づく事業の実施 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | 雨水ポンプ場の主要な施設 ○吹上ポンプ場 スクリーポンプ及びディーゼル機関 3基 (No.1～No.3) 水中モーターポンプ 2基 (No.4～No.5) その他機械及び電気機器類 1式 ○明神ポンプ場 スクリーポンプ及びディーゼル機関 3基 (No.1～No.3) 水中モーターポンプ 1基 (No.4) その他機械及び電気機器類 1式 ○桜橋第1ポンプ場 立軸斜流ポンプ 2基 (No.1～No.2) その他機械及び電気機器類 1式 | | |

3 成果重視の行政運営をめざして

【サービス・質の向上】

No. 3-1-1

| | | | |
|----------------|---|---|--|
| 取組項目 | 市民にわかりやすい情報の発信 | | |
| 所属名 | 広報広聴課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 現在、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、市民便利帳の発行等により行政情報の提供を行っていますが、よりわかりやすく、より充実した積極的な発信が求められています。 | | |
| 目標 | 積極的な行政情報の発信を行うために、発信手段の研究を進めます。また、ホームページを市民ニーズに合わせ、より探しやすく見やすくし、利用者の利便性の向上を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値 (当初) | 目標値 |
| | 市ホームページ閲覧数 | 941, 101 | 1, 800, 000 |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツや掲載方法の見直し ・「よくある質問」の充実 ・ページ作成やアクセシビリティの職員研修の実施 ・アクセス解析の実施 ○発信手段の見直し及び充実 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 情報発信方法の見直し及び充実 | よくある質問について、追加作業を行いました。 アクセシビリティ研修を開催し、アクセシビリティ向上のための具体的な作業方法を解説しました。 アクセス解析資料による閲覧件数の少ないページの掲載内容確認作業を行いました。 (現状値：1, 955, 549) |
| | 27 | 情報発信方法の見直し及び充実 平成29年度からのホームページについて検討 | |
| | 28 | 情報発信方法の見直し及び充実 平成29年度からのホームページについて検討 | |
| | 29 | 情報発信方法の見直し及び充実 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 取組項目 | オープンデータの推進 | | |
| 所属名 | 情報調査室 | | |
| 関係所属 | 広報広聴課、関係各課 | | |
| 現状・課題 | <p>「オープンデータ」とは、行政が保有する公共データを二次利用できる形で公開し、それらのデータを民間企業や団体が編集・加工することで、まちづくりやビジネスに活かしていく取組みのことをいいます。</p> <p>政府のIT戦略本部がとりまとめた「世界最先端IT国家創造宣言」においても、「公共データの民間開放（オープンデータ）の推進」が筆頭に掲げられており、国の成長戦略の中でも重要な施策として位置づけられています。</p> <p>現在公開されている公共データの多くは、情報の提供やお知らせに主軸を置いているため、PDFファイルのように加工できない形や、表計算等、特定のソフトウェアに依存しなければ加工できない形になっており、二次利用を想定したものとはなっていません。</p> <p>そのため、機械判読に適し、また、営利目的も含めた二次利用可能なルールのもとで加工しやすい形にする必要があります。</p> | | |
| 目標 | 市の保有する公共データを二次利用可能な形で公開するための環境整備を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | 二次利用が可能な利用ルールを整備するとともに、機械判読に適したデータ形式で公開していきます。 オープンデータとして公開するデータは、人口関連の統計情報などできるものから順次実施していきます。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 国の取組みなど、オープンデータ化の情報収集を行うとともに、先進自治体の事例なども参考に、調査研究を行います。 | 他団体における取組状況や先進的な事例などオープンデータ化の情報収集を行いました。 |
| | 27 | 二次利用が可能な利用ルールを整備します。 公共データの最適な公開方法（データ形式）を調査研究します。 | |
| | 28 | 公開データを機械判読に適したデータ形式に整理します。 | |
| | 29 | オープンデータの実施 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|--------------------------------|---|
| 取組項目 | 墓地管理手数料のコンビニ収納システムの導入 | | |
| 所属名 | 環境課 | | |
| 関係所属 | 収税課 | | |
| 現状・課題 (必要性) | 市民のライフスタイルの多様化に対応するため、コンビニ収納の導入が望まれます。 | | |
| 目標 | 曜日、時間に関係なく手数料を納付することができるようにすることで、納付者の利便性、サービスの向上を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値 (当初) | 目標値 |
| | 納付機会の拡大 | 金融機関数10及び市役所 | 金融機関数11、市役所及びコンビニエンスストア |
| 取組内容 | 関係課、金融機関などと調整を行い、老朽化したシステムを一新し、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで納付できる収納システムを導入します。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 関係課との調整、システム変更などの準備 | 関係課（収税課）との調整、事例研究、平成27年度当初経費予算計上を行いました。 |
| | 27 | 収納システムの導入、納付書読み込みテスト、納入義務者への周知 | |
| | 28 | コンビニ収納開始 | |
| | 29 | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|--------------------------------|----------------------------|
| 取組項目 | 道路等占用料のコンビニ収納システムの導入 | | |
| 所属名 | 維持課 | | |
| 関係所属 | 収税課 | | |
| 現状・課題 (必要性) | 市民のライフスタイルの多様化に対応するため、コンビニ収納の導入が望まれます。 | | |
| 目標 | 曜日、時間に関係なく使用料を納付することができるようにすることで、納付者の利便性、サービスの向上を図ります。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | 納付機会の拡大 | 金融機関数10及び市役所 | 金融機関数11、市役所及びコンビニエンスストア |
| 取組内容 | 関係課、金融機関などと調整を行い、老朽化したシステムを一新し、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで納付できる収納システムを導入します。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 関係課との調整、システム変更などの準備 | 関係課との調整、システム変更などの準備を行いました。 |
| | 27 | 収納システムの導入、納付書読み込みテスト、納入義務者への周知 | |
| | 28 | コンビニ収納開始 | |
| | 29 | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|---|---|---|
| 取組項目 | 給水装置工事の品質の向上 | | |
| 所属名 | 上水道課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 伊勢市指定給水装置工事事業者数は280事業者（平成26年7月7日現在）あり、事業者によって技術力に多少の差があるのが現状です。安全でおいしい水の安定供給と災害に強い水道を持続していくために給水装置工事における高い技術力を有し、市民が信頼して給水工事を依頼できる指定給水装置工事事業者の育成を図る必要があります。 | | |
| 目標 | 伊勢市指定給水装置工事事業者の施工技術の向上及び意欲の高揚を図ることで、給水装置工事の品質の向上を目指します。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | 優良事業者数 | — | 10 |
| 取組内容 | 指定給水装置工事事業者の事務手続きや工事施工の現状を評定、点数化する手法を調査・分析し、評定制度を構築して優良業者の公表等を検討、実施するとともに指定の停止等についても規定を整備します。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 給水装置工事の設計、申請及び工事における評定、点数化する手法の調査、分析 | 給水装置工事の設計、申請及び工事における評定、点数化する手法の調査、分析を行い、点数化する「チェックシート」の素案を作成しました。 |
| | 27 | 給水装置工事の設計、申請及び工事における評定、点数化の試行及び実施要領等の作成 | |
| | 28 | 公表等の制度導入 | |
| | 29 | 制度の評価、見直し、継続 | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

| | | | |
|----------|--|--|--|
| 取組項目 | 市民サービス向上のための窓口業務等の改善 | | |
| 所属名 | 情報調査室 | | |
| 関係所属 | 窓口関係所属 等 | | |
| 現状・課題 | 市民（来庁者）が快適に要件を済ませることが出来るように、窓口業務等の見直しに取り組む必要があります。 市民の望みは何か？どんなふうによりよく見直したいのか？を考えながら見直すことが大切です。 （例）・間違いがなく ・短時間で ・一度で ・スムーズに ・快適に など | | |
| 目標 | 窓口業務等をより良く見直すことで、市民サービスの向上を目指します。 | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | 庁内にワーキンググループを設置し、窓口業務等の改善に取り組めます。 ・他市の事例等の情報収集を行います。 ・手続きの簡素化、案内の充実、業務の効率化、窓口環境の改善など、必要な取組を検討します。 ・できることから順次取り組めます。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | ワーキンググループを設置 情報収集及び必要な取組を検討 順次実施 | 庁内に「市民サービス向上のための窓口業務等検討会」を設置し、情報収集及び検討を実施しました。 |
| | 27 | 順次実施 | |
| | 28 | | |
| | 29 | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

4 活力ある組織風土の構築をめざして

【組織風土の改善】

No. 4-1-1

| | | | |
|----------------|--|-------------------------------|---------------------------------------|
| 取組項目 | 人材育成アクションプランの見直し | | |
| 所属名 | 職員課 | | |
| 関係所属 | | | |
| 現状・課題 (必要性) | 第2次定員管理計画に基づき173人の職員削減を行った中で、組織力を高めるためには、職員1人1人の資質向上が必要です。 | | |
| 目標 | ↓ | | |
| | 伊勢市の組織風土を調査し、新たな人材育成アクションプランを作成しプランに基づいた人材育成を進めていきます。 | | |
| | 指標 | 現状値 (当初) | 目標値 |
| | - | - | - |
| 取組内容 | ↑ | | |
| | 職員へのアンケート調査を行い、その結果に基づき人材育成アクションプランを作成します。 | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 人材育成アクションプラン策定のための調査、準備 | 人材育成アクションプランを策定するために情報収集、仕様の検討を行いました。 |
| | 27 | アンケート調査の実施 人材育成アクションプランの策定 | |
| | 28 | 人材育成アクションプランに基づく研修の実施 | |
| | 29 | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

4 活力ある組織風土の構築をめざして

【組織風土の改善】

No. 4-1-2

| | | | |
|----------|--|------------|--|
| 取組項目 | いきいきと働く組織風土づくりの推進 | | |
| 所属名 | 職員課、情報調査室 | | |
| 関係所属 | 各課 | | |
| 現状・課題 | <p>社会経済環境の変化や、地方自治体の役割の高度化や複雑化など、市を取り巻く環境は厳しいものとなってきています。 職員数が減少するなかで、市の組織や職員は、そのような環境の変化や求められる役割の高度化に対応していくことが求められています。</p> | | |
| 目標 | <p>自ら考えて行動できる人材の育成を図ることで、活力ある組織風土の構築を目指します。</p> | | |
| | 指標 | 現状値（当初） | 目標値 |
| | — | — | — |
| 取組内容 | <p>専門家にコーチング研修を依頼します。 コーチングにより、参加者自らが課題や目標に気づき、その解決や達成のためにどう行動すべきかを考え、実行します。実際に行動し達成感を得ることで成長を促すとともに、モチベーションを高めていきます。</p> <p>※コーチングとは、命令ではなく、相手の中からやる気と能力を引き出し行動を導く新しいコミュニケーション・スキル。</p> | | |
| スケジュール | 年度 | 年次計画 | 実施結果 |
| | 26 | 情報収集の実施 | 情報収集を行うとともに、コーチング研修を委託するにあたっての仕様を検討しました。 |
| | 27 | コーチング研修の実施 | |
| | 28 | | |
| 29 | | | |
| 取組終了後の総括 | | | |
| 備考 | | | |

取組項目一覧表

| | | 項目名 | 所属名 | 頁 | 各委員協議会所管 | | | |
|----------------------|------------------|----------------------------------|-----------------------|-------|----------|------|------|--|
| | | | | | 総務政策 | 教育民生 | 産業建設 | |
| 1 経営資源の有効活用をめざして | 歳出削減 | 後発医薬品の使用促進 | 医療保険課 生活支援課 | 1 | | ● | | |
| | | コミュニティバス運行事業の見直し | 交通政策課 | 2 | | | ● | |
| | | 教育用コンピューター整備計画の見直し | 教育研究所 | 3 | | ● | | |
| | 歳入の増 | 地籍調査システムの活用による地籍図の有償交付 | 用地課 | 4 | | | ● | |
| | | 未利用地の有効活用及び処分 | 用地課 | 5 | | | ● | |
| | | 雑誌スポンサー制度活用による市立図書館雑誌購入財源の確保 | 社会教育課 | 6 | | ● | | |
| 2 事業実施の最適化をめざして | 公共サービスの見直し | 施設使用料の見直し | 企画調整課 | 7 | ● | | | |
| | | 道路占用許可の無い占用物件の占用許可及び撤去 | 維持課 | 8 | | | ● | |
| | | 住民情報システムのクラウド導入による管理・運用業務の見直し | 総務課 | 9 | ● | | | |
| | | 利便性の高い上下水道料金システム等の導入 | 料金課 | 10 | | | ● | |
| | | 自治会が所有する防犯灯のLED化 | 危機管理課 | 11 | ● | | | |
| | | 地域防災計画の大幅な改訂 | 危機管理課 | 12 | ● | | | |
| | 公共サービスの提供体制の見直し | 窓口業務の民間委託の推進 | 情報調査室 | 13 | ● | | | |
| | | P F I 事業導入の検討 | 企画調整課 | 14 | ● | | | |
| | | 土地改良施設維持管理適正化事業のアウトソーシング | 維持課 | 15 | | | ● | |
| | | 公園管理業務の自治会委託 | 維持課 | 16 | | | ● | |
| | 施設の活用・あり方の見直し | 公共施設マネジメント事業の推進 | 情報調査室 | 17 | ● | | | |
| | | 「就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」の策定及び実施 | こども課 | 18 | | ● | | |
| | | 漁港の機能保全事業の実施 | 農林水産課 | 19 | | | ● | |
| | | 農業水利施設の機能診断に基づく機能保全対策 | 農林水産課 | 20 | | | ● | |
| | | 長寿命化計画に基づく雨水ポンプ場の改築更新 | 下水道建設課 | 21 | | | ● | |
| | 3 成果重視の行政運営をめざして | サービス・質の向上 | 市民にわかりやすい情報の発信 | 広報広聴課 | 22 | ● | | |
| | | | オープンデータの推進 | 情報調査室 | 23 | ● | | |
| | | | 墓地管理手数料のコンビニ収納システムの導入 | 環境課 | 24 | | ● | |
| 道路等占用料のコンビニ収納システムの導入 | | | 維持課 | 25 | | | ● | |
| 給水装置工事の品質の向上 | | | 上水道課 | 26 | | | ● | |
| 市民サービス向上のための窓口業務等の改善 | | | 情報調査室 | 27 | ● | | | |
| 4 組織風土の構築をめざして | 組織風土の改善 | 人材育成アクションプランの見直し | 職員課 | 28 | ● | | | |
| | | いきいきと働く組織風土づくりの推進 | 職員課 情報調査室 | 29 | ● | | | |